相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県利根郡みなかみ町下津一三四一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　深津　常夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十四日

群馬県吾妻郡中之条町大字中之条二〇二八番地

相続財産管理人　弁護士　石井　英智

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県児玉郡神川町大字新里一七七三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　町田　和江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十四日

埼玉県本庄市児玉町蛭川一六四番地六

相続財産管理人　木村　文夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県富士見市貝塚二丁目一六一四番地、最後の住所埼玉県富士見市貝塚二丁目二〇番七号

被相続人　亡　松尾ツタ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十四日

埼玉県所沢市北秋津七二五―四ぱらどーる一階小林和恵法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小林　亮淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区東品川三丁目二二番、最後の住所東京都品川区東品川三丁目二二番二〇―一四一四号

被相続人　亡　成瀬　忠義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十四日

東京都千代田区神田神保町三―六―一五ワイズビル四階岡田・松尾法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松尾　憲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市中区山手町五二番地の七、最後の住所東京都江東区亀戸一丁目三三番一号ひかりハイツ一〇三

被相続人　亡　東　允也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十四日

事務所東京都杉並区荻窪四丁目三二番三号AKオギクボビル五階五〇一号室

相続財産管理人　弁護士　髙村　定憲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区用賀四丁目二九七番地、最後の住所神奈川県相模原市相南一丁目二番七六―七〇七号

被相続人　亡　横山喜美枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十四日

横浜市中区住吉町一丁目一二番地一日本興亜関内ビル二階みなと大通り法律事務所

相続財産管理人　弁護士　伊藤　正一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市台町一丁目一一二番地、最後の住所新潟県新潟市江南区曽野木一丁目二一番五―一四号

被相続人　亡　熊谷　正雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十四日

事務所新潟県新潟市中央区西堀通四番町二五九番五八号西堀青藍館二〇一号

相続財産管理人　弁護士　星野　文武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県瀬戸市紺屋田町二〇番地、最後の住所愛知県愛知郡東郷町大字春木字下正葉廻間四三三七番地一三愛厚ホーム東郷苑

被相続人　亡　篠瀬　鉦枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十四日

愛知県瀬戸市やまて坂一―一六

相続財産管理人　高野クミ子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県山県市葛原二八八一番地一、最後の住所愛知県豊田市保見ケ丘六丁目一番地三公団一一四―四〇六号

被相続人　亡　宮川　香苗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十四日

愛知県豊田市若宮町八丁目一番地一〇新豊田ビル三階　相続財産管理人　樋口　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安佐北区小河原町一〇〇三番地、最後の住所広島市安佐北区白木町大字井原一二四四番地

被相続人　亡　南原キノメ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十四日

広島市南区段原二丁目一二番五―二〇三号

事務所広島市南区金屋町五番二号

相続財産管理人　坂木　昭藤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市今在家四丁目一一六番地一、最後の住所松山市今在家三丁目八番二〇号

被相続人　亡　松田　和幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月十四日

事務所松山市喜与町一丁目五番地二アイリス合同司法書士事務所

相続財産管理人　石田　博嗣

第12期決算公告

平成22年1月14日

東京都千代田区平河町一丁目7番16―202号

トレスパ・ジャパン株式会社

代表取締役　笹原　千里

貸借対照表の要旨（平成19年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,109
	固定資産	460
	合計	7,569
負債及び純資産の部	流動負債	68,725
	固定負債	—
	株主資本	△61,156
	資本金	10,000
	剰余金	△71,156
	利益準備金	—
	その他利益剰余金	△71,156
	（うち当期純損失）	(8,909)
	合計	7,569

第11期決算公告

平成22年1月14日

東京都千代田区平河町一丁目7番16―202号

トレスパ・ジャパン株式会社

代表取締役　笹原　千里

貸借対照表の要旨（平成18年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	12,266
	固定資産	5,247
	合計	17,513
負債及び純資産の部	流動負債	69,760
	固定負債	—
	株主資本	△52,247
	資本金	10,000
	剰余金	△62,247
	利益準備金	—
	その他利益剰余金	△62,247
	（うち当期純損失）	(28,828)
	合計	17,513

第67期決算公告　平成22年1月14日

東京都調布市多摩川3丁目35番地4

株式会社ケアコム

代表取締役　池川　充洋

貸借対照表の要旨（平成21年9月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,097,575
	固定資産	1,688,997
	合計	4,786,572
負債及び純資産の部	流動負債	1,442,137
	固定負債	666,518
	株主資本	2,677,918
	資本金	90,000
	剰余金	2,782,681
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	2,760,181
	（うち当期純利益）	(16,024)
	自己株式	△194,763
	合計	4,786,572